

平成30年広川町議会第2回定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年6月7日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成30年6月13日（9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	熊添博
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	井上新五
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	坂本幸枝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	山崎弘之		

10. 議事日程

- 日程第1 報告第1号 平成29年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第2号 平成29年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 議案第27号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について
- 日程第4 議案第28号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について
- 日程第5 議案第29号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第6 議案第30号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第31号 広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について
- 日程第9 議案第33号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 広川町町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第35号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 決定第1号 議員派遣の件

日程第13 諸般の報告について

①厚生文教常任委員会研修報告

②議会広報調査特別委員会研修報告

日程第14 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 報告第1号

○議長（野村泰也）

日程第1. 報告第1号 平成29年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。報告第1号 平成29年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成29年度広川町一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告するというところでございますが、内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

それでは、報告第1号 平成29年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

議案書2ページのほうをお願いいたします。

平成29年度一般会計補正予算（第9号）で御承認をいただきました9款2項、下広川小学校屋内運動場改築事業の継続費につきまして、2ページの繰越計算書のとおり、平成29年度予算に計上いたしました114,219千円を全額繰越し越いたしましたので、その報告を行うものでございます。

この繰り越しにつきましては、平成29年度の補正予算（第9号）でお願いいたしました国の補正予算を活用し、平成30年度で行う事業分を前倒して計上いたしておった分でございます。

財源の内訳は、2ページの表の右側に記載しているとおりでございます。

繰越金の明細書を3ページにつけております。歳出は全額屋内運動場の工事に係るもので、その財源は、国庫支出金、地方債、繰越金を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

繰り越しの財源について質問いたしますけれども、国庫支出金というのは、これは現実的に町に入ってきておる金額でしょうか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

2ページの表を見ていただきますと、左の財源内訳といたしまして国庫支出金がございますけれども、これにつきましてはまだ未収入でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号 平成29年度広川町一般会計継続費繰越計算書の報告については、報告のみにとどめます。

日程第2 報告第2号

○議長（野村泰也）

日程第2. 報告第2号 平成29年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

報告第2号 平成29年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するというところでございますが、内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

それでは、報告第2号 平成29年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。

表上段から2款1項. 総務管理費、新庁舎建設基本計画策定委託事業、情報化推進事業費、7款2項. 道路橋梁費、道路改修事業費、防災・安全交付金事業、7款3項. 河川費、河川改修事業費、9款2項. 小学校費、下広川小学校屋内運動場改築事業、以上の6事業につきまして繰り越しのお願いをしておりました88,488千円のうち、86,567千円を30年度へ繰り越しを行っております。差額につきましては、新庁舎建設に係る委託事業で、入札による減額

で差額が出ております。

財源内訳につきましては、基金繰入金の既収入特定財源が46,650千円、未収入特定財源として国県支出金が12,771千円、地方債が9,400千円、必要な一般財源が17,746千円となっております。

議案書6ページに明細書をつけておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 平成29年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、報告のみにとどめます。

日程第3 議案第27号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第27号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第27号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についての提案でございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成30年9月30日限り、福岡県自治会館管理組合から那珂川町を脱退させるとともに、平成30年10月1日から福岡県自治会館管理組合規約を別紙のとおり変更しようとするものでございます。

提案理由でございますが、平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市となることに伴い、平成30年9月30日限り、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、平成30年10月1日から福岡県自治会館管理組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第27号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更について説明いたします。

今回の変更につきましては、ただいま町長のほうから提案理由の説明がありましたように、本年10月1日に那珂川町が那珂川市となることに伴いまして、福岡県自治会館管理組合を組織する構成団体の減少と同組合の規約を変更するものでございます。

議案書9ページをお願いいたします。

新旧対照表です。第5条は組合議会の組織を定めたもので、組合議会の議員の定数を「10

人」から「9人」に改正するものでございます。

別表第1につきましては、組合議会議員の選挙区のうち、「筑紫郡」を削るものでございます。

8ページに戻りまして、附則です。この規約は、平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第27号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第28号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第28号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についての提案でございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約を別紙のとおり変更するということで、提案理由でございますが、同じく那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第28号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について説明いたします。

本議案についても、議案第27号と同様に、那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の規約の一部を変更するものでございます。

議案書12ページの新旧対照表をお願いいたします。

第1条は名称及び組織を定めたもので、「那珂川市」を組織に加えるものでございます。

第4条は組合議会の組織及び選挙を定めたもので、組合議会の議員の定数を「10人」から「9人」に改正するものでございます。

11ページに戻りまして、附則です。

この規約は、平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第28号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第29号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第29号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第29号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について。

地方自治法第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、関係市町村と協議するというところでございます。

提案理由でございますが、平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細については、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するものでございます。

規約の別表第2の6項中の「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改めるものでございます。

附則でございます。

この規約は、平成30年10月1日から施行するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第29号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第30号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第30号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第30号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の引き上げについて、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

議案第30号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について説明を申し上げます。

賦課限度額は30年度に基礎賦課分を40千円引き上げ580千円とし、190千円で据え置く後期高齢者支援分と160千円で据え置く介護納付金分とあわせて930千円とするものでございます。

厚労省は国保税の限度額について、医療費の増嵩が続く中で、高所得者にも応分の負担を求め、中間所得者層の負担に配慮するため、限度額超過世帯の割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げる運用上のルールを適用し、平成30年度に賦課限度額を引き上げております。

また、低所得者に対する軽減措置は所得に応じた応益分で、被保険者均等割額及び世帯平等割額を7割、5割、2割と軽減する仕組みとなっておりますが、軽減対象となる軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得を引き上げるものでございます。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

新旧対照表により説明いたします。

まず、第2条第2項は基礎課税額の限度額の規定です。これまで課税限度額「540千円」を40千円引き上げて「580千円」にするものでございます。

次に、第23条第1項でございまして、これは国民健康保険税の減額を規定しています。これも第2条と同じように、保険税を減額した後の課税限度額を規定しております。基礎課税額の軽減後の限度額「540千円」を40千円引き上げて「580千円」にするものでございます。

次に、第23条第1項第2号でございまして、これは5割軽減の規定です。軽減対象となる基準額を引き上げられました。これまで基準額330千円に270千円を被保険者数に乗じた額を加算した額以下になっていましたが、改正後は、基準額330千円に275千円を被保険者数に乗じた額を加算した額以下となります。「270千円」を「275千円」に改めるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

第23条第1項第3号でございまして、こちらは2割軽減の規定でございまして、これも軽減対象となる基準額が引き上げられました。これは、これまで基準額330千円に490千円を被保険者数に乗じた額を加算した額以下になっていましたが、改正後は、基準額330千円に500千円を被保険者数に乗じた額を加算した額以下となります。「490千円」を「500千円」に改めるものでございます。

次に、第24条の2第2項中、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に、「の提示を求められた場合には、これら」を加えるものでございます。

16ページにお戻りください。

施行期日でございまして、この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

適用区分でございまして、改正後の広川町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

この改正案は非常に悩む議案だと思っておりますが、国保税の限度額が最高で年額で930千円となります。やはりここに該当するところは反対したいだろうし、また逆に減額になる

世帯としては、これはありがたいことだと思いますけれども、大体改正後の限度額が最高の580千円になる世帯というのがどれくらいあるのかですね。それから、減額になるところが何世帯くらいあるのか。プラス・マイナスで国保税の税収としてはどのような動きになるのか、お示してください。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

限度額の超過世帯ですけど、超過世帯につきましては、29年度に比べまして医療分で16世帯がふえております。16世帯がふえまして、超過する世帯が30年度では医療分で102世帯、支援分で127世帯、介護分で63世帯となります。

あと軽減のほうで、5割軽減に該当する世帯が医療支援分で435世帯、介護分で159世帯となります。2割軽減の対象になるところは医療支援分で337世帯、介護分で162世帯となるところでございます。

今度の軽減措置につきましては、458,200円が軽減措置として減収となりますが、限度額40千円の引き上げにつきましては、4,354,227円が増収となりますので、差し引きの3,896千円程度が増収となる見込みであります。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今のお答えですが、結局、全体で見れば国保税の増収ということなんですけれども、負担能力があると言えればそれまでで終わるんですが、例えば、4人のモデル世帯として計算して、大体どれくらいの所得でこの限度額に達するんでしょうかね。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

申しわけございません。3人世帯でちょっと計算してみました。3人家族で介護が2人、所得1人で資産割が100千円あるところで計算してみますと、1人の方の所得が大体7,600千円以上が超過ということになります。あと、同じ状況で資産割がないという方は8,040千円以上の方が超過となります。あと、3人家族で介護に係る方が2人で、介護支援分ですね、あと、所得が2人というところでは、固定資産税が100千円あるところにつきましては、2人所得で合計して7,900千円以上、また、資産がないところでは8,370千円以上が限度額超過世帯になります。

以上です。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

私もちょっと計算はしてみるんですけど、やはり4人くらいであったら所得7,000千円くらいで限度に達してしまいましたが、所得があるということだけで見てもわからないんですけども、例えば借金があって、その返済もしてある方ももしかしたらあると思うし、やは

り国保税というのがきついところですよ。

事あるごとに言われますけれども、ほかの健康保険と比べても基盤が大変弱いわけですよ。それで、医療費の削減がよく言われますが、住民の健康増進とか、あるいは早期発見とかが本当に大事なところだろうと思います。やはり国民の命、住民の命を守る保険ですので、国として大きな責任があると思うわけですよ。それで、共産党としても国会などで事あるごとに言うんですが、この国保への国の支援が本当に重要だろうと思います。そういうことで、県の町村会として、これも強く要望を上げるべきだと思いますが、どのような方向で今進んでありますか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

国民健康保険の国からの財政的な補助金なり支援につきましては、全国的な組織であります全国町村会、あるいは市長会等で、この問題については常に国への要望として出されております。

以上です。

○議長（野村泰也）

江藤龍彦君に申し上げますが、議会開催による申し合わせ事項の中に、質問は1案件につき3件までという申し合わせがありますので、質問を終了させていただきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質問もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第30号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第31号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第31号 広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第31号 広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案でございます。

提案理由でございますが、児童福祉法第34条の8の2の規定に基づき、国が定める放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、福祉課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

それでは、議案第31号 広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

それでは、議案書の21ページの新旧対照表をごらんください。

本条例改正につきましては、条例第10条第3項第4号の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は、中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改正するものです。これは、放課後児童支援員の基礎資格であります、これまでの教諭となる資格を有する者から教員免許法の免許状を有する者とするもので、教員の免許の更新を受けない場合の取り扱いを明確にするため、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正するものです。

なお、この4号につきましては、規定の実質的な内容の変更をするものではありませんが、現在、教員免許制度では免許の更新制が導入されているため、教員免許取得後、一定期間を経過した者は更新講習を受講しなければ教諭となることができないとされており、これまで放課後児童支援員の基礎資格としては、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講していなくても第4号の資格を満たすものとして取り扱うとの運用が行われていたものです。

次に、第10条第3項に新たに1号を加え、第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」とするものです。これは、学童保育所に従事する職員の資格要件を拡大するもので、5年以上従事した者であれば、高校を卒業していない者も職員となることができるように拡大するものです。

議案書20ページの条例案のとおり、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

10号を新たに資格要件として加えるということですが、これに該当される支援員の方が現実にいらっしゃるかどうかですね。

それからまた、現在は1号から9号までが定めてあるわけですが、それぞれどこに該当しているか、人数がもしわかれば参考までに教えていただきたい。

それから、附則で公布の日から施行するということですが、大体いつになるのかわかりますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

現在、広川におきましては、この10号に該当するような方は当然おられません。今後、新たに募集する中で対象者が拡大するということで御理解していただければよろしいかと思えます。

あと、さまざまな資格要件がございますが、現在、支援員として雇用されてある方につきましては、ちょっと人数の把握はしておりませんが、基本的に高校を卒業した資格で2年以上の経験がある者、もしくは保育士の資格を持っている者、あと、学校の教員免許を持っている方、以上の3種類の資格のある方が現在学童保育所で雇用されている状況です。

公布はあしたになると思えます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

学童保育所の設備、運営に関する基準ということで、その一部改正でございますので、ちょっとお尋ねするわけですが、きょうの議案は、支援員の資格ということに限定されて議案が出されておりますが、全体の運営形態として問題点が生じていないか、その辺についてお尋ねします。それをどのようにか運営形態についても検討されておるのか、その辺をお願いします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

議員の御指摘のとおり、運営形態につきましては、基準条例の中には具体的にはありませんので、ただ、運営基準については、運営をする上での最低基準という形で御理解していただければよろしいかと思えます。

ただ、運営につきましては、現在、当初から保護者会のほうに学童保育所の運営については町のほうに委託しております。ただ、やはり保護者会は当然、日ごろ仕事をしてある方が放課後、学童保育所に子供さんをお預けされる関係で、なかなかそのお世話というのは時間的に厳しいところがありまして、常々協議がなかなか難しいという御意見を町のほうにいただいております。それで、現在、町のほうでは連合会の御意見をいただきまして、新たな指定管理等を含めた協議を進めているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第31号 広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第32号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の廃止についての提案でございます。

提案理由でございますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正され、新たに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が施行されることにより、本条例を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、税務課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

議案書23ページをお願いいたします。

議案第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について御説明いたします。

先ほどの町長の提案理由のとおり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正され、新たに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律とされたことにより、本条例を廃止するものです。

改正の背景といたしましては、従来では製造業に係る設備投資の課税免除となっていました。が、今後は、これらの製造業を活用、集積した医療機器、航空機部品など、より成長性の高い成長ものづくり分野や地域の特性を生かし、付加価値を創出するような観光、農林水産品の海外市場獲得、地域産品のブランド化、6次産業に係る農林水産地域商社など6つの分野に範囲を広げ、地域経済を牽引するような事業を支援する新たな法が整備されたことにより、廃止するものでございます。

附則、第1条で施行期日を定めており、この条例は、公布の日から施行する。

第2条では経過措置を設けております。現在、この条例による課税免除の適用を受けている企業がありますが、この条例が廃止されても、平成30年度まではこの課税免除を適用する経過措置を定めているものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第32号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の廃止についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第33号

○議長（野村泰也）

日程第9 議案第33号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第33号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてをお願いでございます。

提案理由でございますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行により、本条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、税務課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

議案書25ページをお願いいたします。

議案第33号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例について御説明いたします。

平成29年7月31日に企業立地促進法を改正した地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が施行され、同年9月29日に、同法に基づいた福岡県と全市町村の共同作成による基本計画について国の同意が得られているところです。このことから、新たな固定資産税の課税免除とする本条例を提案するものです。

条例の第1条及び第2条を要約しますと、町内全域が促進区域の対象であり、町内で事業を行う者が地域経済牽引事業計画を策定し、県知事の承認を受け、国から先進性の承認を受

けた者について、計画期間内に新たに取得した土地、家屋、構築物の固定資産税について、3年間課税免除を受けることができる旨の内容となっております。

第3条では、適用を受けるためには、新たに固定資産税が課されることとなった年度の初日の属する年の1月1日現在における家屋、土地及び償却資産について、同年1月31日までに申請する必要がある旨の内容となっております。

第4条では、この条例の施行に関し必要な事項を規則に定める旨の内容となっております。附則において、第1項では施行期日を平成30年7月1日から施行すること。

2項では広川町企業誘致条例について、第12条「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例（平成20年広川町条例第26号）」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例」と改めることを定めたものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

一応3年度分に限りとありますけれども、規模によってはある程度の町の税収に係る影響もあると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

3年間の課税免除となっておりますので、その分野での適用となるかと思ひます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第33号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第34号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第34号 広川町町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第34号 広川町町税条例の一部改正についてのお願いでございますが、広川町町税条例の一部改正案を別紙のとおり提案するというので、提案理由でございます。

地方税法の一部改正に伴い、広川町町税条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長をして説明をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（野中洋太）

議案書の28ページをお願いいたします。

議案第34号 広川町町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

広川町町税条例（昭和30年広川町条例第20号）の一部を次のように改正する。
附則第10条の2第26項を同条第27項とし、同条第25項の次に次の1項を加える。
26 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は0とする。

この町税条例の改正は、中小企業の生産性革命を実現するための臨時の措置とされた生産性向上特別措置法が5月23日に公布されたことに伴い、提案するものでございます。

同措置法の制定の背景には、中小企業の業況は回復傾向にあるものの、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあること、今後、少子・高齢化、人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるために、老朽化した設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図ることが必要であるために制定されたものです。

具体的には、同措置法に規定する町の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械装置等で、生産、販売活動等の用に直接供されるものであって、施行の日から平成33年3月31日までに取得されたものに係る固定資産税となります。

我が町特例による固定資産税の課税標準の特例が3年間適用されますが、特例率を国の参酌基準であるゼロ以上2分の1以下に基づき、その特例割合を0とするものです

なお、この特例措置は、生産性革命集中投資期間である平成30年度から平成32年度の3年間と限定されています。

附 則

この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。

なお、29ページの新旧対照表を御参照していただければと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第34号 広川町町税条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第35号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第35号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第35号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に68,252千円を追加し、予算総額を7,630,552千円とするものです。

第2条 債務負担行為の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、庁舎等清掃委託料など、計5事業の債務負担行為の追加をお願いするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15款. 県支出金につきましては、2項. 県補助金を936千円、3項. 県委託金を71千円それぞれ増額しております。

18款1項. 基金繰入金は、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を34,169千円増額計上しております。

20款4項. 雑入は、水力発電導入促進事業費補助金など33,076千円を増額計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款. 総務費につきましては、1項. 総務管理費は299千円を減額計上し、5項. 統計調査費は86千円を増額計上しております。

3款1項. 社会福祉費は875千円、5款1項. 農業費は2,180千円をそれぞれ増額計上しております。

6款1項. 商工費には、水力発電事業性評価等支援事業に係る委託料29,808千円を新たに追加計上しております。

9款. 教育費につきましては、2項. 小学校費を4,149千円、3項. 中学校費を843千円それぞれ増額計上しております。

11款1項. 公債費には、学校教育施設等整備事業に係る繰り上げ償還金及び加算金30,610千円を増額計上しております。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

それでは、総務課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の4ページをお願いいたします。

予算書4ページでは、第2表 債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加補正を5事業お願いするところがございます。庁舎等清掃委託料ほか、ここに上げております5事業につきまして期間及び限度額を定め、追加するものがございます。後年度にわたる契約を行うために債務負担行為をお願いしております。

続きまして、総務課関係の歳入について御説明申し上げます。

予算書7ページをお願いいたします。

予算書7ページ、上から2段目になります。15款3項1目. 総務費県委託金につきましては、統計調査費県委託金71千円を増額しております。工業統計調査ほかの統計調査の交付決定によるものがございます。

続いて、18款1項1目. 財政調整基金繰入金につきましては、今回、補正の財源調整のため増額をしております。

続きまして、歳出の説明に移ります。

予算書8ページでございます。

2款1項13目. 情報管理費につきましては、14節の使用料及び賃借料を1,536千円減額しておるところでございます。これにつきましては、IT資産管理システムリース料、統合サーバーリース料、ともにリース期間を変更いたしておりますので、その関係での減額をしております。

8ページの下段から9ページにかけては、2款5項2目. 基幹統計費につきましては86千円を増額をお願いしております。工業統計調査費など5事業につきまして、統計調査費県委託金の交付決定によりまして、それぞれの統計事業において増減額をしております。それにつけ加えまして、内容の組み替え、計上をさせていただいております。

続いて、11ページでございます。

11ページの下段です。11款1項. 公債費につきましては、長期償還元金30,610千円を増額

をお願いしております。全員協議会で説明させていただきました学校教育施設等整備事業に係るところの繰り上げ償還金及び加算金を計上しております。起債借り入れ後の国庫補助対象額確定に伴いまして起債過充当となり、繰り上げ償還金と加算金が発生しているものでございます。

以上で総務課関連の補正予算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

住民課関係の補正予算について説明申し上げます。

予算書9ページの下段をお願いいたします。

歳出でございます。3款1項9目。国民年金事務取扱費でございます。13節。委託料875千円の増額は、国民年金制度の改正に伴い、システムを改修するものでございます。内訳としまして、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に伴うシステム改修費648千円及び保険料の継続免除制度改正に要するシステム改修費227千円でございます。

これらに要する費用としましては、国民年金等事務取扱交付金の予算の範囲内で交付されることになっておりますが、現在、システム改修所要額調査が行われまして、状況により交付措置を判断するということになっておりますので、交付額が決定しましたら、次期議会で補正をお願いしたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

産業振興課から補正予算について御説明いたします。

まず、歳入予算から御説明いたします。

予算書7ページをごらんください。

20款4項2目。雑入につきましては、平成7年度に福岡八女農協が国庫補助事業を活用して施設整備された「どろや」が、今回、農協の施設再編整備計画により解体されたために、施設の残存価格に含まれている国と町の補助金3,268千円を返納していただくものでございます。

同じく、今年度より取り組みます水力発電導入促進事業の地形測量や流量調査、地質調査等の業務委託費が補助対象となっておりますので、29,808千円を新エネルギー財団より補助金として受け入れるものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

予算書8ページで、2款1項6目。総務管理費の企画費につきましては、旧上広川駐在所をものづくり研究所「H o d o k u」として整備しておりますが、今回、新たに食品衛生法の基準を満たした施設への改修が必要となったために、工事請負費としまして628千円、必要備品である冷凍庫購入費としまして、備品購入費500千円を予算計上しております。また、それに付随しまして、電気代として光熱水費109千円を予算計上しております。

続きまして、予算書の10ページをお願いいたします。

5款1項3目．農業振興費の償還金、利子及び割引料でございます。これにつきましては、先ほど説明しました福岡八女農協の「どろや」の補助金返納額のうち、国庫補助金返納額2,180千円を予算計上しておるものでございます。

同じく5款1項5目．農地費につきましては、長延地区の寺山ため池改修工事に伴いまして、未相続地の相続登記が可能になったために、工事請負費を37千円減額し、公有財産購入費として37千円の予算を組み替えるものでございます。

続きまして、6款1項1目．商工総務費について御説明いたします。

こちらも、先ほど歳入予算で説明いたしました水力発電導入促進事業に関するもので、今年度は土地の地質調査や流量調査、地形測量の委託費としまして29,808千円の歳入と同額予算を計上しております。

以上で産業振興課分の予算説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

続きまして、教育委員会事務局関連の予算について説明をいたします。

歳入から御説明いたします。

予算書7ページ上段をごらんください。

15款2項6目．教育費県補助金は936千円の増額をお願いするものです。これは電子黒板機能付きプロジェクター整備に係るもので、補助率は3分の1以内となっております。

続いて、歳出です。10ページをごらんください。

9款2項1目．学校管理費は、上広川小学校特別支援学級空調設備設置工事費と、11ページにかかりますが、中広川小学校給食備品の冷蔵庫購入等によるもので2,183千円の増額をお願いするものです。

続きまして、11ページをごらんください。

2項．小学校費の2目．教育振興費、次に、3項．中学校費の2目．教育振興費につきましては、歳入で説明いたしました県補助金に係るもので、電子黒板機能つきプロジェクターを小学校教育振興費に7台分1,966千円、中学校教育振興費に3台分で843千円の増額をお願いするものです。

以上で教育委員会事務局分の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

2点伺います。

まず1つ目は、繰り上げ償還があるということで、その財源として財政調整基金からの繰り入れというふうに見えますけれども、減債基金というのもあると思いますけど、なぜ減債基金ではないのか。今、減債基金が幾らあるのかちょっと調べていませんが、財政調整基金からの繰り上げ償還ということに見えるのはなぜでしょうかという点です。

それからもう一つは、水力発電の導入事業ですけれども、全額補助ということですが、来年度の債務負担行為も合わせると50,000千円近い相当な額なんですけど、事業がうまくいけば

いいけれども、調査が終わって事業者というのが出てくる見込みがあるのかどうか。説明では、町への何%かの入れてもらうとか、雇用もできるんじゃないかという説明を受けておりますけれども、うまくいかなかった場合がどうなるのかという心配があります。今、町内で何かそういう動きが出ているから、こういう事業をしたいと考えてあるのか、そもそもこの事業をしようと思った経過なり、何かありましたらお願いします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

繰り上げ償還に係る財源でございますけれども、今回、補正の財源調整としまして財政調整基金を計上しておりますが、29年度の決算における繰り越し並びに今年度、30年度の決算見込み等によりまして、基金の活用につきまして減債基金を活用するのか、繰越財源で充当できるのかというところの見きわめがまだできませんので、今回は一応財政調整基金によりまして、今回の補正総額につきましての財源調整をさせていただいたところでございます。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊添 博）

先ほどの水力発電の件でございますけれども、これにつきましては、全員協議会のほうでもお示ししましたとおり、広川町の地域資源であります広川を活用した新たな事業として取り組んでいくものでございます。

この事業の可能性につきましてですけれども、水力発電、まだ皆様にはなじみが浅いかと思いますけれども、全国的に今注目されている事業だと私は認識しております。非常にこれにつきましては、太陽光発電よりも、そのエネルギーの発電量というか、時間ですね、これは太陽光でしたら日が当たっているときに発電ですけれども、この水力発電は水が流れている24時間発電が可能ということで、事業の採算性も非常に高いというふうに向っておるところでございます。

それと、あと2年間の調査期間の後に3年公募をするようになっておりますけれども、仮に3年間の間に応募がなかった場合におきましても、この2年間でいただいた調査費の補助金に対しての返還義務はないということでございますので、町に対しての財政負担はないとなっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

今の件で聞きたいのは、この事業を取り入れようとして決定された経過ですね。何かそういう動きがあっているのかどうか。水力発電をやってみようという事業者なり、そういうのがあのかどうかという質問です。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

どうしてこういう事業に取り組んだのかということですが、一つは広川ブランドを

つくりたいということで、この発電事業についても広川ブランドの一つとして発電事業を行う。そしてまた、事業者と今協議をしていますのは、公共の施設に太陽光発電の施設を乗せて、当面は町は施設を貸すだけの費用しかいただけないということでございますけれども、そういった広川独自で発電をやっていくという、広川ブランドの農産物も含めて、商工業、生産物も含めて、広川ブランドを立ち上げていこうという一環として水力発電も取り組んだらというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

1点お伺いします。

教育委員会の教育振興費でございますけれども、電子黒板機能のついたプロジェクターということで7台、それと、中学に3台で10台入ると。これはいいことで、電子黒板機能つきプロジェクターは非常に役に立っておるといふ話は常に聞いておるわけですが、現在、何台ありますか。

それから、必要ならば、今後年次計画的に何台まで導入しようとしているのか、ちょっとその辺の数字をお聞かせください。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

現在は上広川小学校が2台、中広川小学校が10台、下広川小学校が2台、広川中学校が9台となっております。これに、今回、補正をするものを増台するというか、ふやすという形になります。

それで、以前に購入したものにつきましては、本当に持ち運びがしにくく、固定した場所で使っている。それと、もう10年近くたっているということもありますので、今後、こちらのほうにつきましては、補修がきけばいたしますけれども、きかなければ、再度それにかわるものの購入というふうなことも年次的に計画をしていく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

要するに、数はあるほどいいということのようでございますけれども、教室に1台、そういう配置を目指しておるのかどうかです。その辺プラス、やっぱり今はこう見ていると、最近のは確かに小型になっておるから、教室あたりの授業に導入されている場面も私も見ます。ですけれども、従来の型のものは、いろんな儀式とかホールとかの活用に、どうもその辺になってしまっているような感じがしているんです。それで、本当にこの機器を使って有効に授業を展開しようとするならばどれぐらい要するのか、その辺の考えというのはあるんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

まず最初に導入しましたときには特別教室、やはり英語ルームであったりとか理科、そういうものに特に使っていただいておりますし、確かに式典等、入学式だとか卒業式、そういうものにも利用していただいております。まずは特別教室のほうに固定して入れているというものと、今回、導入するものはカート式で、各教室を移動させることができるということで、全教室にとまではいかないというふうに考えておりますけれども、教室を移動させる部分では、いろんな普通教室で利用できるということで今のところは考えておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。10番野田成幸君。

○10番（野田成幸）

今の関連で、リースを余り使わない。プロジェクターとか、それは大体今言われたごと、10年で前のは使えなくなるとかなんとかというなら、やっぱり町の考え方は現金で買ったほうが良いという考え方ですかね。私の考え方からすると、10年ぐらいでそんなふうに機械が古くなった。特に電子機器というのは、ずっと新しい機械がじゃんじゃん出てくるからリースという考え方で、簡単に言えば、月々が安くなるので、全教室にリースで一発で入れてしまうとか、そういうふうな考え方はないんですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（坂本幸枝）

今のところ考えておりませんでしたので、今後、何かしら協議をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第35号 平成30年度広川町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第12 決定第1号

○議長（野村泰也）

日程第12. 決定第1号 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第13 諸般の報告について

○議長（野村泰也）

日程第13. 諸般の報告を行います。

厚生文教常任委員会委員長、稲員信幸君。

○厚生文教常任委員長（稲員信幸）

厚生文教常任委員会の研修報告をいたします。

去る4月17日、鹿児島県徳之島の天城町を訪ね、天城町の保健福祉、子育て支援、健康づくりについての研修でありました。

徳之島は3町から成り、その1町、天城町は人口6,120人、3,120世帯の町であり、少子化対策として町単独事業による保育所、幼稚園の保育料の助成、園児117名に対し30,780千円の助成、義務教育就学小1から中3までの342名に対し医療費全額助成、出生祝い金、第1子について50千円、第2子100千円、第3子200千円、第4子300千円、第5子400千円、第6子以降は500千円という他に例のない特異な手厚い対策事業が展開されておりました。その他社会資本整備事業交付金により総合運動公園の整備、奄美群島助成成長戦略交付金事業を駆使した観光拠点整備事業等が示されました。

翌18日、伊仙町を訪ね、出生率日本一、出生支援、子育て支援、健康づくり、移住定住支援をテーマに研修をいたしました。

人口6,800人、3,526世帯の町であり、長寿日本一、出生率日本一として注目を浴びておりました。伊仙町が合計特殊出生率2.81、全国1位となる要因として、1つ、子は宝という精神文化が根づいていること、親、家族、親戚、地域一帯が子育てを応援する精神基盤が存在するという点であります。行政支援として、小規模校の維持、待機児童の生じない施策、2つ目が子供の出生、小学入学、成人式、そして葬儀まで、人生の節目を家族のみならず、両親の知人、友人、近隣住民がともに祝うという地域文化があることを掲げて説明されました。また、長寿者が多いことも有名であり、高齢化率35.3%ということでもあります。

以上のように、2町とも子育て支援、健康づくり、福祉施策等、目を見張るような施策を継続されておりましたが、一つは国の離島支援、地方交付税の非常に高い額が目につきました。2町とも農業生産額50億円を目指したり、目標を掲げて農業振興、積極的な観光事業の取り組み等、説明を受けたところであります。

2町とも懇切丁寧なる研修対応を受けました。そのことに感謝をしながら、研修報告いたします。

○議長（野村泰也）

次に、議会広報調査特別委員会委員長、池尻浩一君。

○議会広報調査特別委員長（池尻浩一）

それでは、議会広報調査特別委員会視察研修について御報告いたします。

平成30年5月16、17日に、愛媛県喜多郡内子町に議会だより作成に関する意見交換等の視察に行きまいりました。

内子町は、平成17年1月に旧内子町、五十崎町、小田町の3町が合併して現在の内子町となっております。面積約299平方キロメートル、人口約1万6,700人、人口密度でいえば広川町のほうが約10倍ほど多いとなっております。

町行政発行の「広報うちこ」が平成30年4月に内閣総理大臣賞を受賞しており、議会広報も負けられないとの意気込みで取り組んでおまして、以前は事務局任せの文字だらけ、一方的な情報発信のみといった広報紙からの脱却をしようとのことで、まだその取り組みから25号、約6年と発行号数は少ないものの、試行錯誤を繰り返し、住民の方に読んでいただくという意識での紙面の取り組み内容はすばらしいものでした。

新有権者の声、傍聴者の声といったコーナーを掲載しておりましたが、住民に依頼するのに限界がないのかという質問に対し、傍聴者の名簿からリストアップしたり、モニター制を取り入れて、図書券などの謝礼をさせていただいたりなどの工夫をされていました。広川町周辺でもモニター制を取り入れている市町村はたくさんあり、これに関しては広川町のほうでも考えていきたいと思っております。表紙のクオリティーも高かったが、写真を趣味にされている方々に提供してもらっているとのことで、住民などの協力者によって、みんなできり上げていくという意識を持ってもらえるのも利点であると考えさせられました。

今回の研修で、改めて住民目線でわかりやすくを基本に、その上で議会、地域、その他何が起きているのか、正しくスピーディーな情報を掲載できる広報紙が大事であると認識できました。

余談ではありますが、松山のほうも藍染め、かすりといった産業が非常に盛んであり、かすり会館にも寄らせていただきました。ここは、道後温泉からの大型バスでの観光客をたくさん取り入れていたということでもありましたが、最近は観光客の入場者が非常に少なく、今後も広川町のほうの観光でも継続して観光客の募集につなげていくべきだなとも思いました。見学した内容でも織元が資料館になっており、非常に見ごたえのある内容ではあったと感じさせられました。

以上で視察研修の報告を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

これで諸般の報告を終わります。

**日程第14 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の
所管事務調査について**

○議長（野村泰也）

日程第14. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第2回広川町議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時15分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長

5 番 議 員

11 番 議 員